



2024年7月26日

各 位

会 社 名 セーラー広告株式会社
代 表 者 代表取締役社長 村上 義憲
(コード 2156 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 執行役員総務局長 西分 太郎
(電話 087-825-1156)

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第24条の4の4第1項に基づき、四国財務局に本日提出いたしました2024年3月期の内部統制報告書に、開示すべき重要な不備があり、当社の財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 開示すべき重要な不備の内容

2024年4月下旬に、当社徳島支社従業員1名による不正行為の疑いについて外部から通報があり、事実関係の確認を要する事案について調査を進めていたところ、特定の発注先（個人事業主）1者から発注額の一部を当該従業員本人に還流する仕入取引が行われていた可能性を認識いたしました。これを受け、当社は、2024年5月22日に、本件不正行為の事実関係、発生原因、類似事象の有無の確認、財務諸表への影響額および再発防止策の検討を行うことを目的として、社内調査委員会を設置し、事実解明に向け調査を開始いたしました。

社内調査委員会による調査の結果、当社徳島支社において当該従業員1名による特定の発注先（個人事業主）1者への水増し発注とその発注額の一部を当該発注先から当該従業員へ還流する取引が過去に亘って行われていた事実が判明いたしました。

本件不正行為の原因は、特定の発注先との共謀によるものであり、内部統制による発見は困難であるものの、不正実行者の倫理観の欠如やコンプライアンス意識の欠如が招いた結果である点のほか、購買プロセスに関して、不正実行者は一営業担当者であり部門長（徳島支社長）でもあったことから、自ら担当する個別受注案件について受注承認、外注先の発注の承認、検収の承認、請求内容の承認を行うことが可能となっていた点が挙げられます。

以上から、当社は、当社グループにおいて内部統制が有効に機能していなかったものと判断し、全社的な内部統制および業務プロセスの一部に関する内部統制について開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

2. 当連結会計年度末日までに是正できなかった理由

上記の財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備が、事業年度の末日までに是正されなかった理由は、事案発生を認識したのが2024年4月23日であり、社内調査委員会による調査報告書の受領が2024年6月24日であったためであります。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、当社グループにおける財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、社内調査委員会の報告を踏まえ、実効性のある再発防止策を策定の上、速やかに内部統制の改善を図ってまいります。

なお、再発防止策の詳細につきましては、2024年7月24日付「社内調査委員会の調査報告書の公表並びに再発防止策に関するお知らせ」をご参照ください。

4. 連結財務諸表に与える影響

上記開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は、すべて連結財務諸表等に反映しております。

5. 連結財務諸表および財務諸表の監査報告における監査意見

無限定適正意見であります。

以上